

協議項目の協議

① 分類 1 - 1 広域化の方式

調整内容	広域化する際の方式を決定するもの。
調整方針	広域化の方式は、一部事務組合方式とし、弘前地区環境整備事務組合に統合とする。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

② 分類 1 - 2 広域化の期日

調整内容	広域化する期日を決定するもの。
調整方針	広域化の期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

③ 分類 2 - 1 名称

調整内容	広域化に伴う組織の名称を決定するもの。
調整方針	組織の名称は、弘前地区環境整備事務組合とする。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

④ 分類 2 - 2 構成団体

調整内容	広域化する構成団体を決定するもの。
調整方針	構成団体は、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村及び西目屋村とする。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

⑤ 分類 2 - 3 共同処理する事務

調整内容	広域化により共同処理する事務を決定するもの。
調整方針	共同処理する事務は、ごみ処理施設の設置及び管理とする。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

⑥ 分類 2 - 4 施設の設置

調整内容	広域化に伴い集約する施設を決定する。
調整方針	環境管理センターを廃止し、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場に集約する。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)

⑦ 分類 2 - 5 事務所の位置

調整内容	広域化に伴う事務所の位置を決定する。
調整方針	事務所の位置は、弘前市大字町田字筒井 6 番地 2 とする。

令和 年 月 日 (決定 ・ 継続協議)